

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

※事業者説明会当日における質問については要約し、回答については内容を改めて精査し掲載しています。

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA
 地域支え合い通所介護＝通所型サービスB
 地域支え合い訪問介護＝訪問型サービスB

番号	分類	質問	回答	発出時期
1	指定・申請	みなし指定の有効期間が平成30年3月31日までということだが、それ以降はどのような手続になるのか。	みなし指定を受けた事業者について、平成30年4月以降も事業を継続する場合には、総合事業の指定の更新を受ける必要があります。周南市外の市町村の被保険者が利用している事業所については、当該地の市町村の指定更新も必要となります。	平成28年8月25日 平成28年9月9日 事業者説明会において 提示した質問及び回答
2	指定・申請	総合事業通所介護・訪問介護の指定申請の受付はいつからか。	事業所指定の受付方法等については、用意が整い次第、様式と併せて、周南市ホームページに掲載予定です。	
3	指定・申請	自立支援通所介護・訪問介護を実施したい場合の申請の受付はどうなるか。	自立支援通所介護・訪問介護の申請については、実施申請書を周南市に提出していただくこととなります。詳細については、様式と併せて周南市ホームページに掲載予定です。	
4	指定・申請	自立支援通所介護・訪問介護は、申請事業所が過多だった場合、選定され、実施できないこともあるのか。	選定することは想定していません。翌年度以降も随時申請受付を行っていく予定です。	
5	指定・申請	総合事業通所介護・訪問介護、自立支援通所介護・訪問介護に途中参加はできるか。	基準を満たせば途中参加できます。	
6	通所・訪問共通	現行の介護予防通所介護・介護予防訪問介護の利用者が、自立支援通所介護・訪問介護に移行することはあるのか。	認定期間満了前に地域包括支援センター等が介護予防ケアマネジメントを実施し、利用者の生活機能の状況や本人の意向等を踏まえ、自立支援や介護予防に向けて必要なサービスをケアプランに位置づけます。よって自立支援通所介護・訪問介護へ移行することも考えられます。	
7	通所・訪問共通	総合事業通所介護・訪問介護及び自立支援通所介護・訪問介護は依頼を受けて理由なく断ることは出来ないか。	運営に関する基準第105条「提供拒否の禁止」にあたるため、正当な理由なく断ることはできません。	
8	総合事業通所介護	要支援2・週1回程度の区分が設定されているが、要支援1・週2回程度の区分等は設定しないのか。	要支援1の方については、週1回程度の利用を想定しています。よって、要支援1で週2回程度の区分は設定しておりません。	
9	総合事業通所介護	要支援1で週2回程度の利用が必要な利用者への対応はどうするか。	週2回程度の利用が必要な場合は、事業者と利用者の契約により適切な利用回数を検討してください。場合により要介護認定の変更申請を行うことも想定されます。	

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

※事業者説明会当日における質問については要約し、回答については内容を改めて精査し掲載しています。

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA
 地域支え合い通所介護＝通所型サービスB
 地域支え合い訪問介護＝訪問型サービスB

番号	分類	質問	回答	発出時期
10	総合事業通所介護	総合事業通所介護で、要支援2で週2回利用を計画したが、利用者が体調不良等で、結果的に週1回の利用であった場合や週1回と週2回の利用であった場合、月1回しか通所利用が出来なかった場合など、週2回の単位で算定して良いか。	総合事業通所介護は、ケアマネジメントで位置づけられる目標や支援の内容・頻度などを踏まえ、一月を通じ利用回数等を計画に定め提供され、報酬上は、月単位の定額報酬としております。そのため、利用者の都合により提供回数が増えた場合、報酬区分の変更はされませんので、計画に定められている週2回程度利用区分での算定となります。なお、利用者の体調不良等が継続するようであれば、地域包括支援センターと相談や連携を図り、必要に応じてサービス計画等の変更を検討します。	平成28年8月25日 平成28年9月9日 事業者説明会において 提示した質問及び回答
11	自立支援通所介護	通所介護・総合事業通所介護・自立支援通所介護を一体的に提供してもよいか。	提供できません。その際の人員基準は、通所介護と総合事業通所介護については現行の介護と予防の一体的な提供に準じた取り扱いとなります。その上で自立支援通所介護を加味することになりますが、従業者の専従要件(15人以下に対し専従1以上)は満たしているとみなし、15人を超えた部分の自立支援通所介護の利用者に対して必要数の従業者を配置することとなります。 ⇒(訂正) 提供できません。その際の人員基準は、通所介護と総合事業通所介護の合算で人員基準を定め、これとは別に自立支援通所介護で人員基準を定めることとなります。詳しくは、別紙「通所介護・総合事業通所介護・自立支援通所介護によるサービスを一体的に提供する場合の人員基準等について」をご参照ください。	
12	自立支援通所介護	自立支援通所介護と総合事業通所介護の管理者の兼務は可能か。	同一敷地内であれば兼務できます。(同一敷地内がない施設の場合、管理者の兼務はできません)	
13	自立支援通所介護	自立支援通所介護を利用している対象者が、入浴サービスを希望した場合どうするのか。	自立支援通所介護での入浴サービスの提供は想定しておりません。利用者へのサービス提供にあたり、介護予防ケアマネジメントの中で、利用者の状態等により、入浴サービスが必要と判断した場合には、総合事業通所介護の提供が適当であると考えます。	
14	自立支援訪問介護	現在、介護保険外のサービスは自費で実施しているが、自立支援訪問介護でも同様か。	同様です。	
15	自立支援訪問介護	自立支援訪問介護で提供可能なサービスは、従来の介護予防訪問介護と全く同一と考えてよろしいか。	身体介護を伴わない以外は従来の介護予防訪問介護と同一です。	
16	その他	生活保護の受給者が総合事業のサービスを利用する場合はどうなるのか。	介護保険法の改正に伴い、生活保護法における介護扶助について、介護予防・生活支援サービス事業を給付対象とする改正が行われました。(生活保護法第15の2)よって、介護予防・生活支援サービスのうち、利用者の自己負担分について介護扶助費として給付を行います。	

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

※事業者説明会当日における質問については要約し、回答については内容を改めて精査し掲載しています。

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA
 地域支え合い通所介護＝通所型サービスB
 地域支え合い訪問介護＝訪問型サービスB

番号	分類	質問	回答	発出時期
17	通所・訪問共通	各種加算についてはどのようなようになるのか。	総合事業通所介護・総合事業訪問介護については、従来と同様です。ただし、総合事業通所介護については、周南市独自の基準(要支援2・週1回程度)の項目を設定したため、加算についても周南市独自の項目を設定しています。詳しくは、サービスコード表をご覧ください。 (自立支援通所介護・自立支援訪問介護については、加算はありません)	平成28年8月25日 事業者説明会における質問への回答
18	総合事業訪問介護・自立支援訪問介護	総合事業訪問介護と自立支援訪問介護の違いがよくわからなかったが、要支援者で自立支援訪問介護を利用する人はどういう人か。	総合事業訪問介護と自立支援訪問介護のどちらのサービスを利用するかについては、介護予防ケアマネジメントの中のアセスメントにおいて、身体状況や精神状況等を勘案して総合的に判断されることとなります。現在要支援認定を受け、介護予防訪問介護を利用している人の大半は、総合事業訪問介護の利用が適当と判断されることが予想されますが、要支援認定を受けていても、簡易な生活援助のみが必要な方については、自立支援訪問介護の利用が適当と判断される場合もあると考えられます。	平成28年8月25日 事業者説明会における質問への回答
19	その他	総合事業に移行した場合、要支援者で認知症対応型共同生活介護を利用している人は、現在のサービスが利用できなくなるのか。	現行の介護予防通所介護と介護予防訪問介護が総合事業に移行することになるので、認知症対応型共同生活介護を利用している人については従来通り、現在のサービスを引き続き利用できます。	平成28年9月9日 事業者説明会後の質問への回答
20	総合事業通所介護・自立支援通所介護	Q&Aの番号11の回答について、具体的なパターンを教えてください。	詳しくは、別紙「通所介護・総合事業通所介護・自立支援通所介護によるサービスを一体的に提供する場合の人員基準等について」をご参照ください。	平成28年9月26日 事業者説明後の質問への回答
21	自立支援通所介護	自立支援通所介護の利用者数は、定員数に対しどのようなカウントとなるのでしょうか。	利用定員の取扱いは、①通所介護、②総合事業通所介護、③自立支援通所介護を一体的に実施する場合、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と総合事業通所介護の対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、これとは別に自立支援通所介護については、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとなります。(厚労省H27.8.19版Q&Aを参考)	平成28年9月26日 事業者説明後の質問への回答

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

※事業者説明会当日における質問については要約し、回答については内容を改めて精査し掲載しています。

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA
 地域支え合い通所介護＝通所型サービスB
 地域支え合い訪問介護＝訪問型サービスB

番号	分類	質問	回答	発出時期
22	自立支援通所介護	設備基準では、「サービスを提供するために必要な場所:3m ² ×利用定員以上」とありますが、現行の通所介護と一体的に行わず、例えば併設の特別養護老人ホームの部屋を利用しての提供は可能なのでしょうか。	特別養護老人ホームの部屋については、原則として特別養護老人ホームの専用とすべきではありませんが、入居者への処遇に支障がない場合は、提供は可能です。(厚労省平成27年8月19日版Q&Aを参考)	平成28年9月26日 事業者説明後の質問への回答
23	自立支援訪問介護	人員基準のところ、従事者の「市が必要と認める研修を受講した者」とありますが、必要と認める研修とはどのようなものをいうのでしょうか。また、必要な資格という基準はあるのでしょうか。	旧訪問介護員養成研修3級課程の内容を目安に必要な研修を市が判断します。資格要件はございませんが、要支援者等に対して適切な生活援助や介護予防を提供することができる内容が含まれた研修を受講することが必要となります。(厚労省平成26年9月30日版Q&Aを参考)	平成28年9月26日 事業者説明後の質問への回答
24	自立支援訪問介護	想定されるサービス提供者(例)には、「シルバー人材センターや民間事業者等」とありますが、訪問介護事業者は提供できないのでしょうか。しかし、訪問介護事業者に対するサービス実施移行調査票には、このサービスを実施したいかというチェックとなっています。	高齢者等の多様な担い手が提供できるサービスということで、想定されるサービス提供者(例)を「シルバー人材センターや民間事業者等」としたところです。訪問介護事業者でも提供できないわけではありません。	平成28年9月26日 事業者説明後の質問への回答
25	地域支え合い訪問介護	想定されるサービス提供者(例)には、「ボランティア団体等」となっていますが、訪問介護事業者は提供できないのでしょうか。また、訪問介護事業者では提供できないとするならば、法人がこのサービスを提供するためにはどのような方策があるのでしょうか。法人内でボランティア団体を立ち上げる?NPO法人?	地域支え合い訪問介護は、有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援とすることから、訪問介護事業者は提供できません。また、法人内でボランティア団体を立ち上げることによるサービス提供は、現段階では想定しておりません。	平成28年9月26日 事業者説明後の質問への回答
26	その他	住所地特例対象者に対する総合事業のサービス提供はどのようになるのか。	住所地特例対象者に対する総合事業については、居住する施設が所在する市町村が行います。したがって、保険者がA市で、周南市に施設がある住所地特例対象者については、周南市の総合事業のサービスを提供し、その費用は保険者A市が負担します。	平成29年2月6日 事業者説明会において提示した質問及び回答

介護予防・日常生活支援総合事業実施に係るQ&A

※事業者説明会当日における質問については要約し、回答については内容を改めて精査し掲載しています。

総合事業通所介護・訪問介護＝現行の通所介護相当・訪問介護相当
 自立支援通所介護・訪問介護＝通所型・訪問型サービスA
 地域支え合い通所介護＝通所型サービスB
 地域支え合い訪問介護＝訪問型サービスB

番号	分類	質問	回答	発出時期
27	その他	住民票はA市にあるが、数年前から周南市在住の娘と同居している。住民票を他市に移す予定はないが、周南市のデイサービスを利用したいと考えている。このような対象者にサービス提供するためにはどうすればよいか。	施設入所ではないため、住所地特例にはなりません。まず、対象者がA市で『要支援認定』を受けるか、基本チェックリストを実施し、『事業対象者』となる必要があります。この場合、すべてA市の基準に従ってサービス提供をする必要があります。A市の『現行相当サービス』を提供する場合、みなし指定を受けていれば、29年度中のサービス提供に手続きは不要ですが、みなし指定を受けていない場合は、A市から『総合事業の指定』を受ける必要があります。平成30年度以降にサービス提供する場合は、必ずA市から『総合事業の指定』を受ける必要があります。また、A市が実施する『緩和した基準によるサービス』を提供する場合は、A市の基準に従って、『指定を受ける』『委託を受ける』等の手続きが必要です。担当のケアマネジャーまたはA市にお問い合わせください。	平成29年2月6日 事業者説明会において提示した質問及び回答
28	その他	【市外事業者用】周南市外に所在する事業者で、周南市の被保険者に対して総合事業のサービスを提供する場合、どのような手続きになるのか。	みなし指定を受けている事業者と受けていない事業者によって、手続きが変わります。 ①みなし指定を受けている事業者の場合 平成29年度中にサービスを提供する場合は、手続きは不要です。ただし、周南市の被保険者にサービスを提供する場合は、周南市の基準に則して実施していただく事となります。なお、周南市が実施する通所の現行相当サービス(総合事業通所介護)については、独自の基準を設けているため、サービスコードは、みなし指定を受けている事業者が一般的に使用するA5ではなく、A6を使用していただく事となりますので、A6のサービスコードの取り込みが必要です。訪問介護事業所については、みなし指定を受けている事業所が一般的に使用するA2のサービスコードを使用してください。 平成30年度以降にサービスを提供する場合は、周南市から『総合事業の指定』を受ける必要があります。この場合、通所介護事業者についてはA6のサービスコード、訪問介護事業者の場合はA2のサービスコードを使用していただく事となりますので、それぞれ必要なサービスコードの取り込みが必要です。 ②みなし指定を受けていない事業者の場合 サービス提供を開始するまでに、周南市から『総合事業の指定』を受ける必要があります。従って、周南市の被保険者にサービス提供をする場合は、周南市の基準に則して実施していただく事となります。なお、通所介護事業者の場合はA6のサービスコード、訪問介護事業者の場合はA2のサービスコードを使用していただく事となりますので、それぞれ必要なサービスコードの取り込みが必要です。	平成29年2月6日 事業者説明会において提示した質問及び回答